

日本交通学会年報査読要領（2018年度版）

1. 査読の目的

1. 1 査読は、日本交通学会年報の学術的水準を維持し、もって交通に関する今後の学術研究に資することを目的として行われる。
1. 2 日本交通学会年報『交通学研究』への掲載の可否の決定は、査読者の査読報告書に基づき、編集委員会がこれを行う。

2. 査読者

2. 1 査読者は査読対象論文が上記の目的に合致するものであるかどうかを審査するものとする。査読者は自己の主観的な見解や好みに基づいて審査を行ってはならない。
2. 2 査読対象論文ごとに査読者は主査1名、副査2名の計3名とする。主査は、原則として、編集委員の中から選出するものとする。
2. 3 査読者の選定は編集委員会が行う。
2. 4 査読者は匿名とする。ただし、5年程度の期間において、一括して査読者一覧を公表することがある。
2. 5 査読者と論文執筆者（以下、執筆者）との間で、査読対象論文に関する意思疎通をはかる必要が生じた場合には、必ず編集委員会を通して行うものとする。
2. 6 査読者は査読対象論文に関する守秘義務を負う。
2. 7 査読者は、決められた書式に従って査読報告書（第1次査読報告書および再査読報告書）を作成し、別に定められた期日までに編集委員会に提出しなくてはならない。
2. 8 査読報告書はワープロ打ちとする。査読者は、査読報告書が執筆者に開示される可能性のあることを認識した上で感情的な誤解を招かないように査読報告書の作成に努めなくてはならない。

3. 第1次査読

3. 1 査読者は、決められた書式に従って第1次査読報告書を作成し、別に定められた期日までに編集委員会に提出しなければならない。
3. 2 査読報告書に記載される執筆者に対するコメントは、修正要求、修正意見および指摘事項からなる。
3. 3 修正要求は、掲載のために適切な修正がなされなければならない事項である。
3. 4 修正意見は、論文を改良するための意見であり、当該意見を参照して修正する可否かは執筆者に委ねられる。
3. 5 指摘事項は、誤字・脱字、事実誤認等を指摘するものである。

3. 6 第1次査読報告書において、各査読者は、査読対象論文に対する評価を、a（再審査なしで掲載可）、b（修正後編集委員会で再審査）およびc（掲載不可）の3段階で行う。

3. 7 修正要求が付与された場合には、評価はbもしくはcとなる。評価のうちaは修正要求がない場合のみ付与される。

3. 8 論文のレベルによっては、修正要求を行わずに、c（掲載不可）と評価することもありうるが、この場合にはcと評価した理由を第1次査読報告書に明記しなければならない。

3. 9 第1次査読報告書とその査読評価の間に齟齬がある場合には、編集委員会は査読評価を変更することができる。

3. 10 査読者から第1次査読報告書が提出されなかった場合、および不適切な第1次査読報告書が提出された場合には、その査読者の評価は主査のそれと同一とみなす。

4. 第1次査読判定

4. 1 第1次査読の判定は、A（再審査なしで掲載可）、B（修正後編集委員会で再審査）、C（掲載不可）の3段階とし、編集委員会が決定する。

4. 2 A判定において、査読者から修正意見および指摘事項が提出されている場合には、編集委員会はこの修正意見および指摘事項を執筆者に送付する。

4. 3 B判定の場合、編集委員会は査読者から提出された修正要求を執筆者に送付するとともに、提出されている場合には修正意見および指摘事項を執筆者に送付する。

4. 4 C判定の場合、掲載不可の通知後に執筆者より求めがあれば、編集委員会は、掲載不可の理由（編集委員会が作成した理由書、および査読者の提出した第1次査読報告書にある掲載不可の理由）を執筆者に送付する。また、編集委員会は、執筆者より求めがあれば、査読報告書に記載された修正要求、修正意見および指摘事項を送付する。

5. 第1次査読後の論文の修正

5. 1 第1次査読における判定がA（再審査なしで掲載可）であっても、査読者から修正意見が提示されることがある。この場合、修正意見を参照して修正するか否かは執筆者に委ねられる。また、指摘事項に対して対応するか否かも執筆者に委ねられる。

5. 2 第1次査読における判定がBである場合、執筆者は修正要求に基づいて修正を行わなければならない。修正意見がある場合に、その修正意見を参照して修正するか否かは執筆者に委ねられる。また、指摘事項に対して対応するか否かも執筆者に委ねられる。

5. 3 執筆者は、修正した論文を別に定められた期日までに提出しなくてはならない。提出期日を過ぎた場合は、その事実をもって投稿を放棄したとみなすことがある。

5. 4 執筆者は、修正論文を提出する際に、修正対応表を添えなければならない。修正対応表が提出されない場合、掲載が認められないことがある。

6. 再査読

6. 1 再査読は原則として主査が行うものであり、編集委員会における再審査のためのものである。

6. 2 再査読者は、修正要求に対する執筆者の対応の適否を検証するとともに、修正論文が『交通学研究』に掲載するに値するかを評価する。個々の修正要求への対応が適切であったとしても、修正の結果、修正論文全体が『交通学研究』への掲載に値しないと評価される場合もあるが、その場合にはその理由を明記しなければならない。

6. 3 再査読者は、決められた書式に従って再査読報告書を作成し、別に定められた期日までに編集委員会に提出しなければならない。

6. 4 再査読報告書において、再査読者は、査読対象論文に対する評価を、「掲載可」と「掲載不可」の2段階で行う。

7. 再審査判定

7. 1 再審査の判定は「掲載可」、「掲載不可」の2つとし、編集委員会が決定する。

7. 2 再審査後掲載不可の場合、掲載不可の通知後に執筆者より求めがあれば、編集委員会は、掲載不可の理由（編集委員会が作成した理由書、および再査読者の提出した再査読報告書にある掲載不可の理由）を執筆者に送付する。

8. 判定結果

8. 1 編集委員会は、重大な過失等の特段の理由がない限り、執筆者やその他の者からの申し出や意見によって、第1次査読判定の結果を変更してはならない。

8. 2 編集委員会は、重大な過失等の特段の理由がない限り、執筆者やその他の者からの申し出や意見によって、再審査判定の結果を変更してはならない。

9. 守秘義務

9. 1 査読者の氏名は匿名である。編集委員会、編集委員、査読者、その他のいかなる者であっても査読者の氏名を明かしてはならない。

9. 2 各査読対象論文の査読内容は、編集委員会のみにおいて論じられるものであり、その内容は守秘されなければならない。

9. 3 前項の規定にかかわらず、4. 4項および7. 2項に基づいて、執筆者に対して当該執筆者の査読対象論文に関する査読内容を開示することがある。

10. 査読要領の公表

10. 1 本査読要領（「日本交通学会学会年報査読要領」）は公表することとする。

10. 2 同査読要領内規はその限りではない。

1 1 . その他

1 1 . 1 この要領に関連して、編集委員会、査読者、判定などに関する詳細を別に定めることができる。

1 1 . 2 この要領に関連して、投稿規程（発表申込要項）、執筆要項などを別に定めることができる。

1 1 . 3 この要領の変更は、理事会の承認を得ることを要する。

2 0 0 9 年 1 0 月 2 日 理事会承認